

個別施設計画における適正配置方針の目的と手法

適正配置方針の目的

適正配置方針においては、将来的な財源不足を解消するとともに、市民・利用者の効用を高めるために、施設総量の縮減と同時に「量から質へ」の観点から、機能・利便性等の公共サービスの質の向上を図っていく必要がある。

①施設総量の縮減

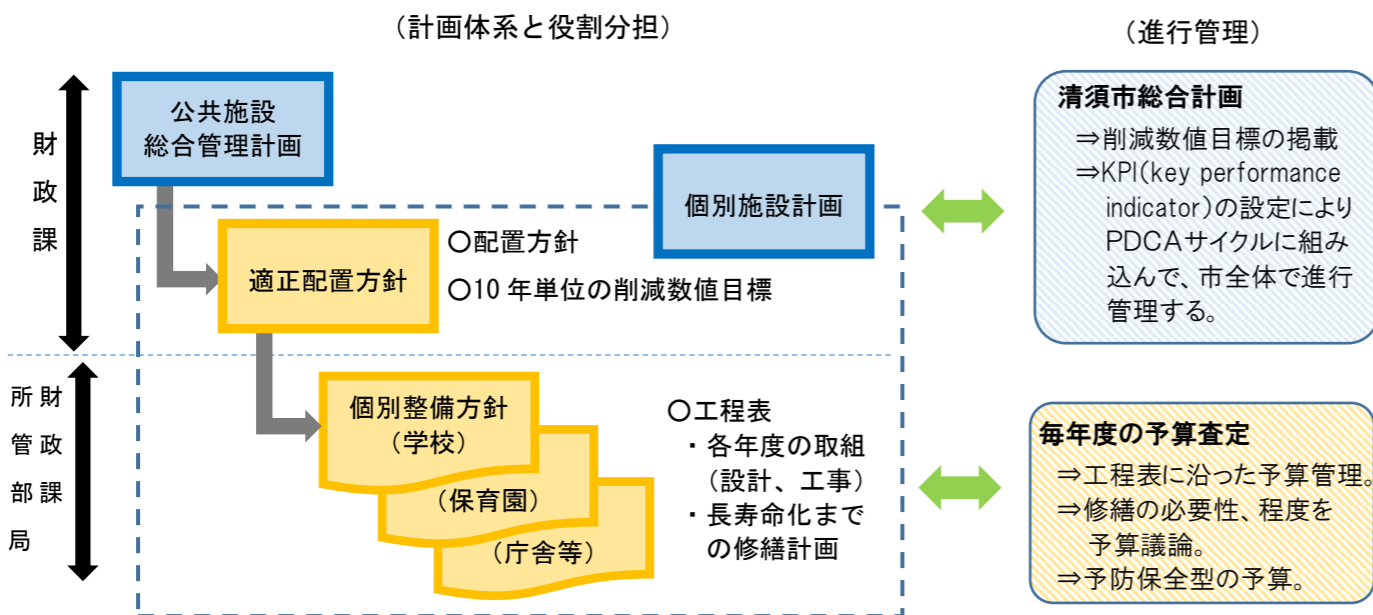
公共施設等総合管理計画策定時（2016年）から40年間で公共施設の延床面積を **17.7%** 縮減することを目標とする。

②公共サービスの質の向上

現在の機能を維持しつつ、多様な世代が参加できるコミュニティの場を創出するなど、少子化・高齢化から生じる将来の課題の解決を見据えた、新たな公共空間を創造していく。

個別施設計画と進行管理の仕組み

個別施設計画の策定に向けては、計画体系を3階層とし、個別施設計画は財政課と所管部局が協力して作成する。個別施設計画で定める工程表については、各所管部局が管理することとし、毎年度の予算査定において、確認、あるいは必要な措置を議論する。また、公共施設の総量、削減目標は市総合計画でも目標値を設置して管理していく。



適正配置を実施した場合の効果（例）

複合化の事例（にしび創造センター）

にしび創造センターに、小田井公民館（文化ホール）、小田井児童館（幼児・児童施設）、西枇杷島生きがいセンター（福祉施設）の3施設を複合化し、運営の効率化を図っている。



長寿命化改修の事例（西枇杷島小学校）

建設から30年以上が経過し、屋上防水や外壁及び内部仕上げの全面的な改修を行った。あわせて、多目的教室の整備等、現代の教育に求められる機能水準の引き上げを図った。



※大規模改造では多目的教室整備等の機能強化は行わない

譲渡・民営化の事例（ゆめのもりこどもえん）

公立保育園の建物を民間事業者に譲渡し、改修後、2016年に認定子ども園として開園。英語やコンピュータ等の早期教育に力を入れ、民間ならではの運営が行われている。



適正配置の手法

公共施設の適正配置の手法として、建物や機能面での見直しが必要な施設に対して7項目、建物と機能を継続して使用する施設に対して3項目について各施設へ導入する可能性を検討する。

＜適正配置の手法例＞

| 手法     | 内容  |
|--------|---|
| 統合     | 同一機能を持つ複数の施設を1箇所の施設に統合する。<br>                         |
| 複合化    | 異なる機能を持つ複数の施設を1箇所に複合する。<br>                           |
| 転用     | 既存の建物を活用し、使い方を変える<br>                                 |
| 譲渡・民営化 | 建物を含めた施設の機能を地元や民間業者等に譲渡する。                            |
| 規模縮小   | 改築時などに、その時の利用需要等に応じて現状よりも施設規模を小さくする。                  |
| 改築     | 老朽化した建物を建て替える。  |
| 廃止     | 利用されていない施設や危険な施設などについて、機能を停止する。                       |
| 長寿命化改修 | 物理的な不具合を改修し耐久性を高めることに加え、機能や性能を現代の求められる水準まで引き上げる改修のこと。 |
| 現状維持   | 施設の配置、規模、機能等を引き続き維持する。                                |
| 大規模改造  | 経年劣化した建物や設備の大部分を改修し、原状回復を図る。                          |

建物と機能を継続して使用する施設